

# 兵庫県公報

平成29年11月28日 火曜日 第 2956 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	3
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	3
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	5
<b>公 告</b>	
○ 平成29年度兵庫県スポーツ賞表彰（芸術文化課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 平成29年度兵庫県文化賞表彰（同）	6
○ 平成29年度兵庫県科学賞表彰（同）	7
○ 平成29年度兵庫県スポーツ賞表彰（同）	7
○ 平成29年度兵庫県社会賞表彰（同）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	9
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 同 上（同）	15
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	20
○ 同 上（同）	20
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	21
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	21

## 告 示

### 兵庫県告示第1014号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
キッコーマン食品株式会社高砂工場  
高砂市荒井町新浜1-1-1  
高砂工場長 本庄幸保
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
キッコーマン食品株式会社高砂工場

高砂市荒井町新浜 1-1-1

(3) 特定施設に関する事項

種 類	5号口 洗浄施設		
能 力	160本/分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後5日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～16時35分 7時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	7	7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7	7
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	5	5
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.7	0.7
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.16	0.16
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	18	18	

備考 既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年11月28日から同年12月19日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第1015号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
平成29年11月2日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市の一部（南部）



兵庫県告示第1016号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、播磨町長から次の

とおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び2級水準測量）
- 2 作業期間  
平成29年7月29日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
播磨町古宮地内



**兵庫県告示第1017号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
鮎 原 西	洲 本 市		五色町鮎原西	脇ノ前	3番2の一部、5番の一部、6番の一部、7番1の一部、9番2の一部、9番5の一部、11番2の一部、888番1の一部、888番2の一部、7番1から888番1に至る地先の道路敷の一部
				岡	253番1の一部、253番2の一部、254番の一部、254番1の一部、266番の一部、268番の一部、270番1の一部、270番1地先の道路敷の一部
				馬 坪	807番1の一部、807番2の一部、807番4の一部、807番5、807番6の一部、807番1地先の道路敷の一部
				五色町鮎原南谷	馬 坪



**兵庫県告示第1018号**

平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上久米(4)Ⅱ(129010043)の項中別図43を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1019号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上三草・畑(1) I (129010010)	加東市上三草・畑(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上久米(1) I (129010011)	加東市上久米(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上三草・馬瀬(1) II (129010029)	加東市上三草・馬瀬(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
馬瀬(1) II (129010030)	加東市馬瀬(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
馬瀬(2) II (129010031)	加東市馬瀬(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山口(1) II (129010032)	加東市山口(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
山口(2) II (129010033)	加東市山口(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
畑(3) II (129010036)	加東市畑(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上三草(1) II (129010037)	加東市上三草(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
久米・藤田 II (129010039)	加東市久米・藤田(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上久米(3) II (129010042)	加東市上久米(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上久米(4) II (129010043)	加東市上久米(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
久米 II (129010044)	加東市久米(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上三草・馬瀬(2) III (129010066)	加東市上三草・馬瀬(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上三草・馬瀬(4) III (129010069)	加東市上三草・馬瀬(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
馬瀬(4) III (129010070)	加東市馬瀬(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
馬瀬(5) III (129010071)	加東市馬瀬(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
馬瀬(7) III (129010073)	加東市馬瀬(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

馬瀬(8)Ⅲ (129010074)	加東市馬瀬(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上三草(2)Ⅲ (129010075)	加東市上三草(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
上三草・山口Ⅲ (129010076)	加東市上三草・山口(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上三草(3)Ⅲ (129010077)	加東市上三草(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上三草(5)Ⅲ (129010078)	加東市上三草(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
上三草・畑(2)Ⅲ (129010079)	加東市上三草・畑(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
畑(4)Ⅲ (129010080)	加東市畑(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
畑西谷2Ⅰ (229010003)	加東市畑(別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
畑谷Ⅰ (229010004)	加東市畑(別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
久米谷Ⅰ (229010017)	加東市久米(別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
御所南谷Ⅱ (229010019)	加東市上三草・馬瀬(別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
上三草Ⅱ (229010021)	加東市藤田(別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり

(別図1から別図30までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1020号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

取消番号	取消年月日 (平成年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H29中播位置 廃0003号	29.11.9	赤穂市宮前町4番3、4番18	4.00	49.80

**公 告**

平成29年度兵庫県スポーツ賞表彰

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成29年4月11日に次の者を表彰した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 家根谷 依 里
- (2) 住 所 神戸市北区
- (3) 功績内容 札幌で開かれた第8回アジア冬季競技大会スノーボード競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



**平成29年度兵庫県スポーツ賞表彰**

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成29年9月13日に次の者を表彰した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 安 積 梨 絵
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 トルコ・サムスンで開かれた第23回夏季デフリンピック競技大会バレーボール女子競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 2 (1) 氏 名 畠 奈々子
- (2) 住 所 大阪府吹田市
- (3) 功績内容 トルコ・サムスンで開かれた第23回夏季デフリンピック競技大会バレーボール女子競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



**平成29年度兵庫県文化賞表彰**

兵庫県文化賞規則（昭和38年兵庫県規則第84号）第2条の規定により、平成29年11月3日に次の者を表彰した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 岩 槻 邦 男
- (2) 住 所 横浜市
- (3) 功績内容 植物分類学の第一人者として我が国の植物多様性研究の発展に寄与するとともに県立人と自然の博物館館長・名誉館長として県民の生涯学習支援や自然・環境シンクタンク機能の充実強化に努め日本を先導する博物館に成長させるなど県民文化の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 久 田 舜一郎
- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 能楽師として国内外の数多くの舞台上で活躍するとともに美術館等でのコンサート「能サウンド・ミュージアムオブアートシリーズ」を通じ能楽の魅力を発信するなど能楽の振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 明 珍 宗 理 (本名：明 珍 理)
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 鍛冶師として斬新なアイデアで「火箸風鈴」やチタン等多様な素材を用いた作品を数多く創作し国内外で高い評価を得るとともに鍛造技術の保存継承に努めるなど伝統工芸の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 山 田 美耶子
- (2) 住 所 神戸市北区
- (3) 功績内容 日本画家として線の美しさを生かした繊細で感性豊かな作品を生み出すとともに兵庫県日本画家連盟理事長として日本画の普及と後進の指導育成に努めるなど美術の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 山 本 裕 之
- (2) 住 所 芦屋市

- (3) 功績内容 関西屈指のテノール歌手として数多くの舞台で観客を魅了するとともに学校園でのオペレッタ・ボランティア公演の企画運営を通じ後進の指導育成に努めるなど音楽の振興に尽くした。
- 6 (1) 氏 名 吉 田 和 生 (本名：荻 野 恒 利)
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 我が国を代表する文楽人形遣いとして深い感情表現と品格のある演技で高い評価を得るとともに国内外の数多くの舞台や文楽セミナー等を通じて文楽の普及に努めるなど伝統文化の振興に尽くした。



**平成29年度兵庫県科学賞表彰**

兵庫県科学賞規則（昭和38年兵庫県規則第85号）第2条の規定により、平成29年11月3日に次の者を表彰した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 樋 口 芳 樹
- (2) 住 所 大阪府吹田市
- (3) 功績内容 水素合成分解酵素ヒドロゲナーゼの結晶化に世界で初めて成功し立体構造を解明するとともに酵素を活用した水素エネルギー利用技術の研究開発を推進するなど生命科学の発展と科学技術の向上に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 廣 田 誠 一
- (2) 住 所 大阪市
- (3) 功績内容 消化管間質細胞腫研究の第一人者として世界に先駆けて発生原因を解明するとともに国内外の臨床における新たな診断方法や治療薬の研究開発を先導するなど医学の発展に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 西 野 孝
- (2) 住 所 芦屋市
- (3) 功績内容 高分子科学の第一人者として天然高分子のセルロースを用いた環境調和型高分子複合材料研究の基礎を確立するとともに産業界への技術移転を促進するなど科学技術の向上と産業の発展に尽くした。



**平成29年度兵庫県スポーツ賞表彰**

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）第2条の規定により、平成29年11月3日に次の者を表彰した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 大 原 康 昇
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県ハンドボール協会副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに国際大会の誘致や後進の指導育成を通じて競技力向上に貢献するなどスポーツの振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 後 藤 義 見
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県軟式野球連盟副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに選手の指導育成や審判員の技術力向上に力を注ぐなどスポーツの振興に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 中 野 園 子
- (2) 住 所 神戸市東灘区
- (3) 功績内容 永年にわたりフィギュアスケートのインストラクターとして国際大会や全日本選手権で輝かしい成績を収める選手の指導育成に力を注ぎ競技の普及と発展に努めるなどスポーツの振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 吉 井 道 昭
- (2) 住 所 神戸市垂水区

- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫陸上競技協会副会長等の要職を歴任し競技の普及と発展に努めるとともに兵庫国体やアジア選手権の準備・運営委員として大会を成功に導くなどスポーツの振興に尽くした。
- 5(1) 氏 名 梅 北 眞 衣
- (2) 出 身 地 大阪府
- (3) 功績内容 台北で開かれた第29回ユニバーシアード競技大会柔道競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 6(1) 氏 名 小 西 杏 奈
- (2) 出 身 地 明石市
- (3) 功績内容 台北で開かれた第29回ユニバーシアード競技大会水泳競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 7(1) 氏 名 多 田 修 平
- (2) 出 身 地 大阪府
- (3) 功績内容 台北で開かれた第29回ユニバーシアード競技大会陸上競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 8(1) 氏 名 辰 己 涼 介
- (2) 出 身 地 神戸市
- (3) 功績内容 台北で開かれた第29回ユニバーシアード競技大会野球競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 9(1) 氏 名 藤 原 崇 太 郎
- (2) 出 身 地 西脇市
- (3) 功績内容 台北で開かれた第29回ユニバーシアード競技大会柔道競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 10(1) 氏 名 幌 村 尚
- (2) 出 身 地 西脇市
- (3) 功績内容 台北で開かれた第29回ユニバーシアード競技大会水泳競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。
- 11(1) 氏 名 松 本 航
- (2) 出 身 地 朝来市
- (3) 功績内容 台北で開かれた第29回ユニバーシアード競技大会野球競技において金メダルを獲得しスポーツを通じて兵庫の名を高めた。



**平成29年度兵庫県社会賞表彰**

兵庫県社会賞規則（昭和47年兵庫県規則第44号）第2条の規定により、平成29年11月3日に次の者を表彰した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 氏 名 特定非営利活動法人 兵庫さい帯血バンク
- (2) 住 所 西宮市
- (3) 功績内容 我が国の臍帯血移植医療における臍帯血の採取や搬送・保管方法を確立するとともに採取医療機関での研修や普及啓発を通じて臍帯血バンクの全国展開を先導し多くの白血病等の患者の命を救うなど県民福祉の向上に尽くした。
- 2(1) 氏 名 婦 木 治
- (2) 住 所 丹波市
- (3) 功績内容 永年にわたり兵庫県社会福祉協議会副会長等を歴任し知的障害者の自立支援に努めるとともに地域に密着した法人経営者ネットワークの構築を先導し社会福祉法人の発展に貢献するなど県民福祉の向上に尽くした。
- 3(1) 氏 名 山 口 徹
- (2) 住 所 神戸市灘区
- (3) 功績内容 神戸YMCA総主事として国際交流や野外活動等を通じた青少年の健全育成や幼児教育・災

害ボランティア活動の推進に尽力するとともに豊富な知見を生かし本県の教育行政の推進に貢献するなど豊かな地域社会づくりに尽くした。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井上(2) I (138000229)	赤穂郡上郡町井上（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月6日（水）から同月20日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

(3) 提出期限

平成29年12月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第967号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

庵ノ下II（130000172）の項中別図280を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成29年12月7日（木）から同月21日（木）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局室塚土木事務所及び猪名川町まちづくり部建設課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先  
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課  
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15
- (3) 提出期限  
平成29年12月21日（木）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第36号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
小野豆(1)Ⅱ（138000092）の項中別図2、正福寺Ⅱ（138000119）の項中別図29、井上Ⅰ（138000151）の項中別図61、飯坂(2)Ⅰ（138000160）の項中別図70、中庄川Ⅰ（238000049）の項中別図141を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 改正の案の閲覧期間  
平成29年12月6日（水）から同月20日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場
- 4 意見書に関する事項

- (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
- (3) 提出期限  
平成29年12月20日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
笹尾Ⅰ (130000089)	川辺郡猪名川町笹尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
へいそへⅠ (130000090)	川辺郡猪名川町笹尾(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
尼岡ノ下Ⅰ (130000091)	川辺郡猪名川町笹尾(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
林田家廻Ⅰ (130000092)	川辺郡猪名川町林田(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
林田下川Ⅰ (130000093)	川辺郡猪名川町林田(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
木津(2)Ⅰ (130000095)	川辺郡猪名川町木津(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
木津(3)Ⅰ (130000096)	川辺郡猪名川町木津(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
木津(1)Ⅰ (130000097)	川辺郡猪名川町木津(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
神前Ⅰ (130000098)	川辺郡猪名川町万善(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
万善北殿Ⅰ (130000099)	川辺郡猪名川町万善(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
槻並田畑Ⅰ (130000101)	川辺郡猪名川町槻並(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
笹尾東田Ⅱ (130000104)	川辺郡猪名川町笹尾(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
林田池尻Ⅱ (130000105)	川辺郡猪名川町林田(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
林田東良Ⅱ (130000106)	川辺郡猪名川町朽原(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
田中廻Ⅱ (130000107)	川辺郡猪名川町朽原(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
朽原Ⅱ (130000108)	川辺郡猪名川町朽原(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
風呂尻Ⅱ (130000109)	川辺郡猪名川町木津(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
鳴海Ⅱ (130000110)	川辺郡猪名川町木津(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

木津川向Ⅱ (130000111)	川辺郡猪名川町木津 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
対津Ⅱ (130000112)	川辺郡猪名川町万善 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
加味垣内Ⅱ (130000113)	川辺郡猪名川町槻並 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
南アジャリⅡ (130000114)	川辺郡猪名川町万善 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
北田原岩屋Ⅱ (130000115)	川辺郡猪名川町万善 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
清沢Ⅱ (130000116)	川辺郡猪名川町槻並 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大仁部Ⅱ (130000117)	川辺郡猪名川町槻並 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
間明田(2)Ⅱ (130000118)	川辺郡猪名川町槻並 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
槻並北垣内Ⅱ (130000120)	川辺郡猪名川町槻並 (別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大海Ⅱ (130000121)	川辺郡猪名川町槻並 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
久保ノ奥Ⅱ (130000122)	川辺郡猪名川町槻並 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
前久保Ⅱ (130000123)	川辺郡猪名川町槻並 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
田中垣内(1)Ⅱ (130000124)	川辺郡猪名川町槻並 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
田中垣内(2)Ⅱ (130000125)	川辺郡猪名川町槻並 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
槻並宮ノ前Ⅱ (130000126)	川辺郡猪名川町槻並 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
槻並宮ノ森Ⅱ (130000127)	川辺郡猪名川町槻並 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
槻並横尾Ⅱ (130000128)	川辺郡猪名川町槻並 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
笹尾黒添エⅢ (130000129)	川辺郡猪名川町笹尾 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
朽原東山Ⅲ (130000130)	川辺郡猪名川町朽原 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
島向Ⅲ (130000131)	川辺郡猪名川町木津 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

南アジャリ(2)Ⅲ (130000132)	川辺郡猪名川町万善(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
南アジャリ(1)Ⅲ (130000133)	川辺郡猪名川町万善(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
間明田Ⅲ (130000134)	川辺郡猪名川町槻並(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
広代(1)Ⅲ (130000135)	川辺郡猪名川町槻並(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
広代(2)Ⅲ (130000136)	川辺郡猪名川町槻並(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
槻並北垣内(1)Ⅲ (130000137)	川辺郡猪名川町槻並(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
槻並北垣内(2)Ⅲ (130000138)	川辺郡猪名川町槻並(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
槻並宮ノ前Ⅲ (130000139)	川辺郡猪名川町槻並(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
槻並宮ノ森(1)Ⅲ (130000140)	川辺郡猪名川町槻並(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
槻並宮ノ森(2)Ⅲ (130000141)	川辺郡猪名川町槻並(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
寺下Ⅰ (130000169)	川辺郡猪名川町民田(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
下阿古谷向山Ⅰ (130000170)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上阿古谷奥西Ⅱ (130000171)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
庵ノ下Ⅱ (130000172)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
越中垣内Ⅱ (130000173)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
畑ヶ芝Ⅱ (130000175)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
能勢谷Ⅱ (130000176)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
畑ヶ前Ⅱ (130000177)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
一反田(1)Ⅱ (130000178)	川辺郡猪名川町民田(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
一反田(2)Ⅱ (130000179)	川辺郡猪名川町民田(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

松ヶ谷Ⅱ (130000180)	川辺郡猪名川町民田(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
南前田(1)Ⅱ (130000181)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
南前田(2)Ⅱ (130000182)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
南前田(3)Ⅱ (130000183)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
黒末Ⅱ (130000184)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
岩鼻Ⅱ (130000185)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
明神ヶ谷口Ⅱ (130000186)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
清水垣内Ⅲ (130000187)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
寺垣内Ⅲ (130000188)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
田ヶ谷Ⅲ (130000189)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
畑ヶ前(1)Ⅲ (130000190)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
一反田Ⅲ (130000192)	川辺郡猪名川町民田(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
松ヶ谷Ⅲ (130000193)	川辺郡猪名川町民田(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
畑ヶ芝Ⅲ (130000194)	川辺郡猪名川町上阿古谷(別 図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
南前田Ⅲ (130000195)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
天理上谷川Ⅰ (230000079)	川辺郡猪名川町笹尾(別図74 のとおり)	土石流	別図74のとおり
朽原谷Ⅰ (230000084)	川辺郡猪名川町朽原(別図75 のとおり)	土石流	別図75のとおり
万善谷Ⅰ (230000089)	川辺郡猪名川町万善(別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり
槻並川支川ⅠⅠ (230000091)	川辺郡猪名川町槻並(別図77 のとおり)	土石流	別図77のとおり
下阿古谷ⅡⅡ (230000116)	川辺郡猪名川町下阿古谷(別 図78のとおり)	土石流	別図78のとおり

下阿古谷 3 II (230000117)	川辺郡猪名川町下阿古谷 (別図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
下阿古谷 6 II (230000120)	川辺郡猪名川町紫合 (別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
山田谷 1 II (230000121)	川辺郡猪名川町紫合 (別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり
民田谷 1 II (230000124)	川辺郡猪名川町民田 (別図82のとおり)	土石流	別図82のとおり

(別図 1 から別図82までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月 7 日 (木) から同月21日 (木) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所及び猪名川町まちづくり部建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課  
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

(3) 提出期限

平成29年12月21日 (木) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年 2 月19日 (月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 (以下「要領」という。) 第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東町(2) I (138000085)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
東町(1) I (138000086)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
上郡 I (138000087)	赤穂郡上郡町上郡 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり

東町(1)Ⅱ (138000088)	赤穂郡上郡町上郡(別図4の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
甲(2)Ⅱ (138000090)	赤穂郡上郡町奥(別図5の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小野豆Ⅰ (138000091)	赤穂郡上郡町小野豆(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小野豆(1)Ⅱ (138000092)	赤穂郡上郡町小野豆(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小野豆(2)Ⅱ (138000093)	赤穂郡上郡町小野豆(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小野豆(3)Ⅱ (138000094)	赤穂郡上郡町小野豆(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小野豆Ⅲ (138000095)	赤穂郡上郡町小野豆(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
佐用谷Ⅱ (138000096)	赤穂郡上郡町佐用谷(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
佐用谷(2)Ⅲ (138000097)	赤穂郡上郡町佐用谷(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
佐用谷(3)Ⅲ (138000098)	赤穂郡上郡町奥(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
宇野山下Ⅰ (138000099)	赤穂郡上郡町宇野山(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
宇野山下(1)Ⅱ (138000100)	赤穂郡上郡町宇野山(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
宇野山下(2)Ⅱ (138000101)	赤穂郡上郡町宇野山(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
宇野山(1)Ⅲ (138000103)	赤穂郡上郡町宇野山(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
休治Ⅲ (138000104)	赤穂郡上郡町休治(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
高田台(5)Ⅰ (138000109)	赤穂郡上郡町高田台4丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
谷Ⅰ (138000110)	赤穂郡上郡町与井(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
谷Ⅱ (138000111)	赤穂郡上郡町与井(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
寺前(1)Ⅱ (138000112)	赤穂郡上郡町与井(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
寺前(2)Ⅱ (138000113)	赤穂郡上郡町与井(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

西脇Ⅱ (138000114)	赤穂郡上郡町与井(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中山(1)Ⅱ (138000115)	赤穂郡上郡町中野(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
西野山Ⅲ (138000117)	赤穂郡上郡町西野山(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
正福寺Ⅰ (138000118)	赤穂郡上郡町正福寺(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
正福寺Ⅱ (138000119)	赤穂郡上郡町正福寺(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
西野山Ⅱ (138000121)	赤穂郡上郡町釜島(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
井上Ⅰ (138000151)	赤穂郡上郡町井上(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
井上Ⅲ (138000153)	赤穂郡上郡町井上(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
丹東(1)Ⅰ (138000155)	赤穂郡上郡町山野里(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
丹東(2)Ⅰ (138000156)	赤穂郡上郡町山野里(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西田Ⅰ (138000157)	赤穂郡上郡町山野里(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
丹東(3)Ⅰ (138000158)	赤穂郡上郡町山野里(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
大酒Ⅰ (138000159)	赤穂郡上郡町山野里(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
飯坂(2)Ⅰ (138000160)	赤穂郡上郡町山野里(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
羽山Ⅱ (138000162)	赤穂郡上郡町山野里(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
大酒Ⅱ (138000163)	赤穂郡上郡町山野里(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
平野Ⅲ (138000166)	赤穂郡上郡町山野里(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
木ノ目(1)Ⅲ (138000167)	赤穂郡上郡町山野里(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
木ノ目(2)Ⅲ (138000168)	赤穂郡上郡町山野里(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
大酒(1)Ⅲ (138000169)	赤穂郡上郡町山野里(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

大酒(2)Ⅲ (138000170)	赤穂郡上郡町山野里(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
山田Ⅰ (138000171)	赤穂郡上郡町竹万(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
山田Ⅱ (138000172)	赤穂郡上郡町竹万(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
山田Ⅲ (138000173)	赤穂郡上郡町竹万(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
宿東Ⅲ (138000174)	赤穂郡上郡町竹万(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
東町ⅠⅠ (238000037)	赤穂郡上郡町上郡(別図49の とおり)	土石流	別図49のとおり
東町Ⅱ (238000039)	赤穂郡上郡町上郡(別図50の とおり)	土石流	別図50のとおり
杓谷川Ⅰ (238000041)	赤穂郡上郡町奥(別図51の とおり)	土石流	別図51のとおり
小野豆川Ⅰ (238000042)	赤穂郡上郡町小野豆(別図52 のとおり)	土石流	別図52のとおり
小野豆Ⅰ (238000043)	赤穂郡上郡町小野豆(別図53 のとおり)	土石流	別図53のとおり
奥休治川Ⅰ (238000048)	赤穂郡上郡町休治(別図54の とおり)	土石流	別図54のとおり
中庄川Ⅰ (238000049)	赤穂郡上郡町休治(別図55の とおり)	土石流	別図55のとおり
板屋谷ⅡⅠ (238000052)	赤穂郡上郡町中野(別図56の とおり)	土石流	別図56のとおり
高田台Ⅰ (238000054)	赤穂郡上郡町高田台1丁目 (別図57のとおり)	土石流	別図57のとおり
正福寺ⅡⅠ (238000056)	赤穂郡上郡町正福寺(別図58 のとおり)	土石流	別図58のとおり
釜島Ⅰ (238000057)	赤穂郡上郡町釜島(別図59の とおり)	土石流	別図59のとおり
山野里川Ⅰ (238000071)	赤穂郡上郡町山野里(別図60 のとおり)	土石流	別図60のとおり
宮ノ谷川Ⅰ (238000074)	赤穂郡上郡町山野里(別図61 のとおり)	土石流	別図61のとおり
山田Ⅱ (238000081)	赤穂郡上郡町竹万(別図62の とおり)	土石流	別図62のとおり

(別図1から別図62までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年12月6日(水)から同月20日(水)まで

- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所河川砂防第2課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
  - (3) 提出期限  
平成29年12月20日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年2月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) 万代仁川店  
所在地 宝塚市仁川北一丁目46番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社万代  
住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号  
代表者の氏名 阿 部 秀 行
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿 部 秀 行

 外未定1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年7月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,233平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
82台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
112台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
125平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
43.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時

閉店時刻 翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設①	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設②	午前6時から午前6時30分まで

- 8 届出年月日  
平成29年11月7日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成29年11月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成30年3月28日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町北本荘七丁目1257番2、1258番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
明石市西明石町五丁目15番4号  
有限会社アシスト・ジャパン 代表取締役 神足博之
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年5月23日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－5号（29播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年11月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町西野添二丁目17番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町東新島7番地  
株式会社忠宏 代表取締役 吉田忠弘
- 3 許可年月日及び許可番号

平成29年 7月27日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－13号（29播磨）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成29年11月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

平成28年解散分

自由民主党兵庫県西宮市第一支部

報告年月日 29.03.24（28.12.31解散）

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

平成28年解散分

政治結社政経塾総本部

報告年月日 29.01.30（28.09.01解散）

1 収入総額	150,000
本年收入額	150,000
2 支出総額	150,000
3 本年收入の内訳	
寄附	150,000
政治団体分	150,000
4 支出の内訳	
政治活動費	150,000
組織活動費	150,000
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
一穂会	150,000 大阪府河内長野市



兵庫県選挙管理委員会告示第120号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年11月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

表多可町の項中

「

八千代区上三原住民センター	多可町八千代区大和2072－1
---------------	-----------------

を  
「

八千代区上三原住民センター	多可町八千代区大和2072-1
加美コミュニティプラザ	多可町加美区豊部250
八千代コミュニティプラザ	多可町八千代区中野間650-1

」  
に改める。